

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称)小田野沢風力発電事業更新計画に係る  
計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成30年8月10日  
経 済 産 業 省  
商 務 情 報 政 策 局  
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)小田野沢風力発電事業更新計画に係る計画段階環境配慮書」について、株式会社ユーラスエネルギーホールディングスに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 青森県下北郡東通村
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出 力 : 12,900kW程度

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成30年 5月14日
環境大臣意見受理	平成30年 7月27日
経済産業大臣意見	平成30年 8月10日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松橋、常泉  
電話03-3501-1742(直通)

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)小田野沢風力発電事業更新計画に係る計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定及び風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、既設の風力発電設備等の設置の際に行った環境影響評価等の結果と現在の状況を比較し、既設の風力発電設備等の設置による環境影響を適切に把握した上で、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

また、同検討のうち、風力発電設備等の建て替えについては、既存の風力発電設備等の撤去跡地、既存の道路や送電線等を利用すること等により、新設する場合に比べ環境影響を低減することが可能な場合には、その利用等を考慮した検討を行うこと。保安林については同区域から可能な限り除外を検討するとともに、その他改変を想定しない区域についても、同区域から除外すること。

(2) 累積的な影響

事業実施想定区域及びその周辺では、本事業者又は他事業者による風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であることから、累積的な影響が懸念される。このため、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、2. により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

#### (4) 工事計画の検討

工事計画の検討に当たっては、既設の風力発電設備等の撤去工事の実施に伴う大気環境、水環境、廃棄物等の影響に関する調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を適切に実施すること。これらを行わない場合には、方法書において、その合理的な理由を検討経緯も含めて適切に記載すること。

#### (5) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

また、風力発電設備等の建て替えにおいては、現況からの環境影響の増加分のみに着眼することなく、現況の課題も踏まえた上で、本事業の実施による環境影響の回避・低減のための環境保全措置を検討すること。

## 2. 各論

### (1) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、チュウヒ、オジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ガン類、ハクチョウ類等の渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、既設の風力発電設備による影響調査等を含む鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。